

令和2年度（2020年度）熊本県における 事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書に係る審査意見

「熊本県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和3年（2021年）9月1日

熊本県監査委員	福島	誠治
同	竹中	潮
同	内野	幸喜
同	高野	洋介

1 審査の対象

「令和2年度（2020年度）熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度（2020年度）熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書（以下「評価報告書」という。）の審査は、熊本県知事が作成した評価報告書について、熊本県知事による評価手続に沿って適切に実施されたか、事務の的確・適正な執行の確保に関する制度（以下「制度」という。）の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、熊本県知事及び評価部局から報告を受け、「熊本県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、監査において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

（指摘事項）

監査において確認したところ、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れや遅れが一部の所属で発生している。

今回が制度導入の初年度であったため、制度の運用の定着に時間を要することは理解できるので、改めて職員に対し制度の周知を行い、併せて制度の意義を浸透させることで、より効果的な制度となるよう取り組んでいただきたい。